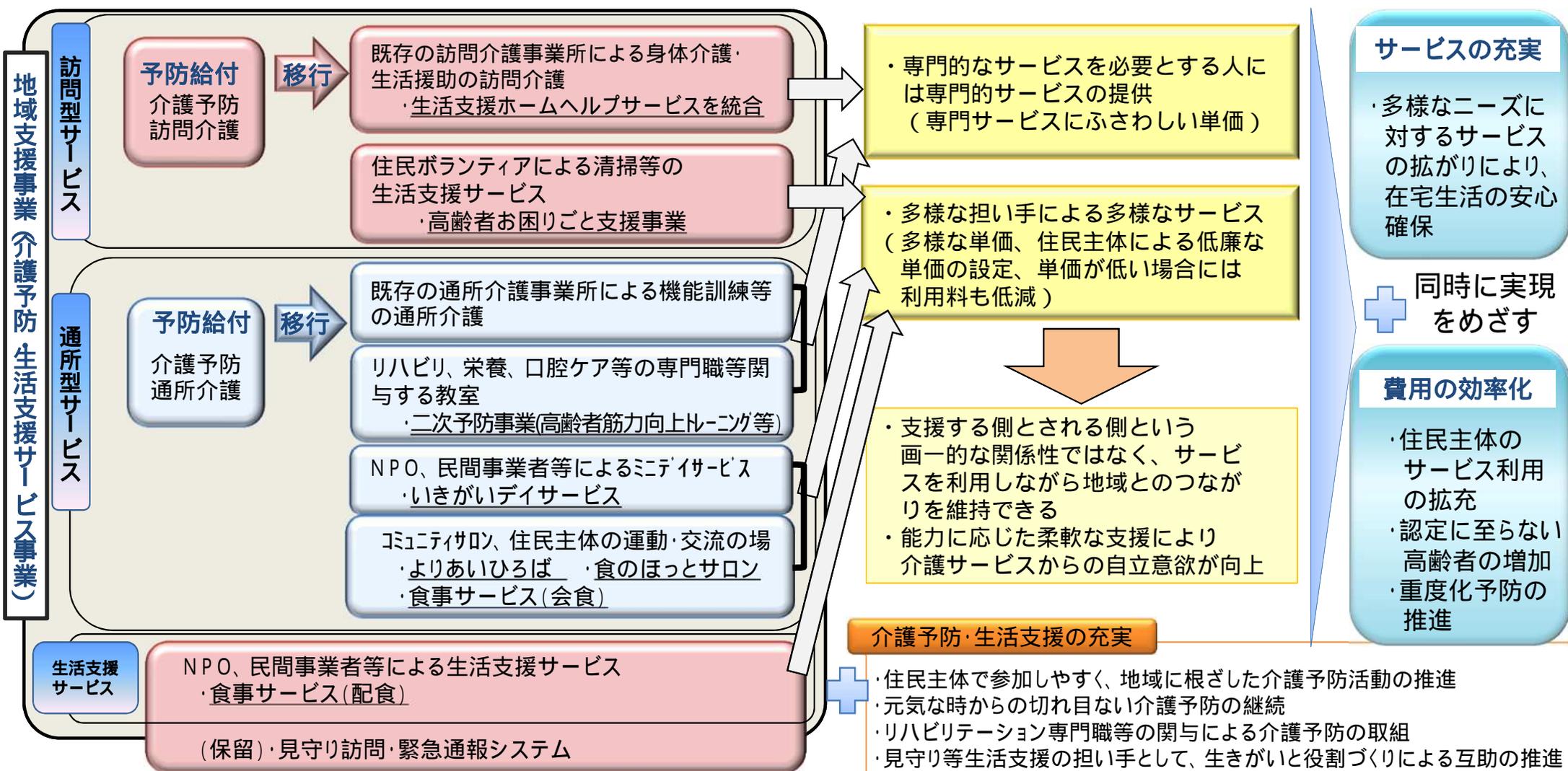


# 予防給付の見直しへの対応と生活支援サービスの充実

介護予防訪問介護および介護予防通所介護については、現在の事業内容を基本に、地域支援事業(介護予防・生活支援サービス事業)として実施し、移行時期は平成27年4月とする。

介護予防訪問介護・介護予防通所介護の地域支援事業への移行に伴い、生活支援ホームヘルプサービスは、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスに統合する。いきがいデイサービス、食のほっとサロン、食事サービス(会食)、高齢者お困りごと支援事業は、地域支援事業に移行し、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型、通所型サービスとして実施する。



このほかNPO、民間事業者等による掃除・洗濯・見守り等の生活支援サービス  
区が実施する生活支援サービス・シルバー人材センター・社協・家事援助団体は、情報を集約して高齢者相談センターで提供する